

業務改善助成金における端数処理のルール

Q 月給制の事業場において賃金の時間額に1円未満の端数が出た場合、賃金の引き上げ額はどのように扱われますか？

A 時間額以外の方法で賃金額が定められる場合であれば、1時間あたりの額に1円未満の端数が出る場合についても、その賃金額を基準に申請コース区分の金額以上引き上げれば業務改善助成金における賃金引き上げと認められます。

例) 申請コース：50円コース

引き上げ前賃金：196,500円 ⇒ 時間額換算：1,155.88円



引き上げ後賃金：205,000円 ⇒ 時間額換算：1,205.88円

上記例の場合は、50円以上賃金が引き上げられているため、業務改善助成金における賃金引き上げに該当します。

Q 基本給に1円未満の端数が出た場合、どのように処理をすればいいですか？

A 労働基準法第24条「賃金全額払いの原則」により、1円未満の端数が出た場合は切り上げて支払ってください。

例) 時間額 1,141円 × 170時間 15分 = 194,255.25円

⇒ 194,256円として支給する

Q 割増賃金（残業手当）に1円未満の端数が出た場合、どのように処理をすればいいですか。

A 労働基準法上認められている処理は下2つになります。

- ① 1時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合
50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を切り上げる

例) 割増賃金額（時給換算額）：1,426.25円 ⇒ 1,426円

割増賃金額（時給換算額）：1,426.56円 ⇒ 1,427円

② 1 か月間における割増賃金の総額に 1 円未満の端数が生じた場合

①と同じ処理を行う。

例) 割増賃金額 (1 か月間) : 13,446.26 円⇒13, 446 円

割増賃金額 (1 か月間) : 13,446.54 円⇒13, 447 円